

第2次吉川市障がい者活躍推進計画

<p>機関名</p>	<p>吉川市（市長部局） 吉川市（水道事業） 吉川市議会事務局 吉川市教育委員会</p>																																														
<p>任命権者</p>	<p>吉川市長（市長部局） 吉川市長（水道事業） 吉川市議会議長 吉川市教育委員会</p>																																														
<p>計画期間</p>	<p>令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） ※期間内において都度取組状況等を確認・検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>																																														
<p>吉川市における障がい者雇用に関する現状と課題</p>	<p>令和6年6月1日時点では法定雇用率以上の雇用を達成しているが、令和8年7月以降から、法定雇用率が3.0%に引き上げられる。</p> <p>引き続き、年度ごとの雇用率を達成しつつ、障がい者の方が長期間にわたって活躍できるよう、また、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場となるよう環境等を整備していくことが重要である。</p> <p>○前計画期間における障がい者雇用率の推移（各年度6.1時点）</p> <table border="1" data-bbox="523 1057 1497 1350"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6</th> <th>R5</th> <th>R4</th> <th>R3</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算定障がい者数</td> <td>15.0人</td> <td>14.5人</td> <td>13.5人</td> <td>12.0人</td> <td>14.0人</td> </tr> <tr> <td>算定基礎労働者数</td> <td>525.5人</td> <td>551.0人</td> <td>531.0人</td> <td>533.0人</td> <td>505.0人</td> </tr> <tr> <td>障がい者雇用率</td> <td>2.85%</td> <td>2.63%</td> <td>2.54%</td> <td>2.25%</td> <td>2.77%</td> </tr> <tr> <td>法定雇用率</td> <td>2.8%</td> <td colspan="3">2.6%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>達成状況</td> <td>達成</td> <td>達成</td> <td>達成※</td> <td>未達成</td> <td>達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>※障がい者雇用率が法定雇用率を下回っていても、算定基礎労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から算定障がい者数を減じて得た数が0以下となる場合、法定雇用率達成となる。</p> <p>○前計画期間における採用後1年の間の定着率の推移（各年度3.31時点）</p> <table border="1" data-bbox="510 1543 1342 1641"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5</th> <th>R4</th> <th>R3</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定着率</td> <td>100%</td> <td>66.7%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※定着率＝（令和A年度中の新規採用者（a）－（a）のうち令和（A+1）年3月31日現在離職者数） / （a）</p>		R6	R5	R4	R3	R2	算定障がい者数	15.0人	14.5人	13.5人	12.0人	14.0人	算定基礎労働者数	525.5人	551.0人	531.0人	533.0人	505.0人	障がい者雇用率	2.85%	2.63%	2.54%	2.25%	2.77%	法定雇用率	2.8%	2.6%			2.5%	達成状況	達成	達成	達成※	未達成	達成		R5	R4	R3	R2	定着率	100%	66.7%	100%	80%
	R6	R5	R4	R3	R2																																										
算定障がい者数	15.0人	14.5人	13.5人	12.0人	14.0人																																										
算定基礎労働者数	525.5人	551.0人	531.0人	533.0人	505.0人																																										
障がい者雇用率	2.85%	2.63%	2.54%	2.25%	2.77%																																										
法定雇用率	2.8%	2.6%			2.5%																																										
達成状況	達成	達成	達成※	未達成	達成																																										
	R5	R4	R3	R2																																											
定着率	100%	66.7%	100%	80%																																											
<p>目標</p>																																															
<p>①採用に関する目標</p>	<p><b>【市長部局・教育委員会】</b> 法定雇用率以上の障がい者を雇用する。 ※特例認定を受けているため、市長部局・教育委員会で合算して法定雇用率を達成する。 （評価方法） 毎年の障害者任免状況通報書により管理する。</p> <p><b>【水道事業・議会事務局】</b> 職員規模が10人程度の小規模な機関であり、採用事務を行って</p>																																														

	いないが、障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	採用後1年の間の定着率100%を目指す。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>【市長部局】</p> <p>○障害者雇用推進者として政策室主幹を選任する。</p> <p>【水道事業】</p> <p>○障害者雇用推進者として水道課長を選任する。</p> <p>【議会事務局】</p> <p>○障害者雇用推進者として議会事務局長を選任する。</p> <p>【教育委員会】</p> <p>○障害者雇用推進者として教育総務課長を選任する。</p>
(2) 人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された職員について、埼玉労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○障がいの理解に関する職員研修を実施し、障がい者への配慮、障がいに関する理解促進・啓発を行い、障がい者の活躍を推進できる職員の育成を図る。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選出・創出	
	<p>○新規採用又は人事異動その他定期的な面談により、障がい者と業務の適切なマッチングができているかを確認し、必要に応じて検討を行う。</p> <p>○障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務について検討する。</p>
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○新規に採用した障がい者については必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 採用・募集	<p>○時差出勤等、柔軟な勤務時間制度の利用を促進する。</p> <p>○採用選考にあたり、障がい者からの要望を踏まえ、試験の実施方法等について障がい特性への配慮を行う。</p>
(3) 働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、必要な研修等を実施する。
(5) その他の人事管理	○定期的な面談に加え必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4 その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。